

平成27年度第1回鹿児島県障害者自立支援協議会 議事要旨

1 開催日時

平成27年8月31日（月）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

鹿児島県庁行政庁舎会議室 7-A-3

3 出席委員

福留委員，石場委員，江之口委員，水流委員，鶴田委員，山本委員，福迫委員，染川委員，有馬委員，大浦委員，下山委員，鈴木委員，福田委員，和田委員，杉田委員，嶽委員，田中委員，畑山委員（18名出席，委員総数19名）

4 議事

(1) 協議事項

- ① 地域の障害者自立支援協議会の運営状況について
- ② 鹿児島県障害者自立支援協議会相談支援部会（仮称）の設置について
- ③ 障害者の居住支援のあり方について

5 議事録

(1) 定足数の確認

本日の協議会の出席者については，郡山委員を除く18名が出席し，定数19名の過半数以上が出席した。

(2) 会議の公開について

不開示情報を含む事項を取り扱わないため，会議は公開で行うことと決定された。

(3) 協議事項①

地域の障害者自立支援協議会の運営状況について

【事務局】（説明）

【委員】

平成27年4月1日からの支給決定には計画相談が必須とされている。平成27年6月の計画相談達成率が100パーセントの市町村がある中，50パーセントに満たない市町村が複数ある。これらの市町村はどのような対応となっているのか。

障害者に対するアセスメントに基づいた質の高い計画相談を進めていく必要があるが，計画相談が必須化されたこのスタート時点で，既に市町村ごとの計画相談達成率に大きな差があると，相談支援専門員の人材育成や計画相談の質を高めるためにも問題があるのではないか。

【事務局】

この調査は，平成27年6月時点の全ての障害福祉サービス利用者に対する計画相談の達成率をまとめたものであり，サービスの更新時期を迎えていない利用者で

は、前倒しで作成したもの、まだ作成されていないものが混在しているため、全体の達成率は100パーセントになっていないということである。

計画相談が必須化された平成27年4月1日以降の利用者に対する計画相談の達成率としては、全ての市町村が100パーセントとなる。

【委員】

計画相談の必須化となるまでには、平成24年から経過措置があった。厚生労働省からは、1年間に25パーセントずつ進捗し、75パーセントを達成していれば問題ないと聞いている。

【委員】

児童発達支援や放課後等デイサービスについては、新しい事業所が多くなっているが、療育支援の理解が不足している事業所が多いと感じている。こども総合療育センターでは研修を実施しているが、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修においても、資格取得の一度きりの研修だけではなく、フォローアップ研修をしてほしい。サービス管理責任者等の研修は、県社会福祉協議会が実施していると聞いているが、研修の中に、県の関連機関が参画して、専門的な意見、現場の課題等を取り入れてほしい。

【事務局】

サービス管理責任者等に対するスキルアップ研修については、現在、本県では実施していない。新たに予算を伴う研修の創設については、厳しいと考えている。

強度行動障害支援者養成研修については、これまで、こども総合療育センターの職員が関わってきているが、サービス管理責任者等研修については、現場のサービス管理責任者等が講師として研修会議に参画しているところであり、県職員は総合支援法・児童福祉法の講師として関与しているだけである。関係する専門的な県職員の研修への関与について、今後、検討していきたい。

【委員】

鹿児島県は、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が急激に増加しており、そのことからニーズが非常に高いと感じている。しかし、肝心の児童発達管理責任者が、資格をとるためだけに1回研修を受講するだけで良いというのでは、児童発達管理責任者の質の低下を招くことになり、さらに県全体に療育という考え方を理解していない事業所が蔓延することにつながる。ニーズが非常に高いという本県の特徴を踏まえて、児童発達管理責任者のフォローアップ研修を義務づけてほしい。こども総合療育センターが実施している研修は義務ではないため、意欲のある方のみ受講している状況。鹿児島県として研修の義務づけを政策的にしてほしい。

【委員】

県自立支援協議会に人材育成部会を設置している都道府県も多い。厚生労働省も

人材育成ビジョンを明確に持って研修をすべきと言っている。現在実施している研修のカリキュラムや進め方の議論の他に、研修の受講者数のあり方やどのような人材を育てるのかといった議論が必要ではないか。

【事務局】

そのためにも、専門部会で、本県の実情を踏まえて人材育成ビジョン等を議論・検討していただく方法もある。適切な人材が拠出できるような仕組みを検討できればと思う。

【委員】

議論にはプロセスも大事である。人材育成部会を作り、こちらから諮問して鹿児島県独自の人材育成システム、研修のあり方等を含めて議論をし、この協議会で確認をすることも望ましい。すぐ政策提言という話ではないが、次回以降、人材育成部会の設置提案をいただき、そこで具体的な議論が必要ではないか。

【委員】

基幹相談支援センターにおいて、難病の方の相談を何件受けているか、把握していれば教えてほしい。相談窓口の案内には「難病」という文字を具体的に明記してほしい。難病患者の現実問題として、相談に行っていないのか迷ってしまう実態がある。

【事務局】

相談件数のデータを持ち合わせていないが、難病だけの理由で障害福祉サービスを利用されている方は、県下で30名程度（H26は31名、H27は21名）である。障害者自立支援法で三障害が一元化され、障害者総合支援法で難病患者も対象とされている。障害分野については一元化されているので、記載については検討したい。

【会長】

議論された人材育成部会の設置については、次回以降、協議することとする。

(4) 協議事項②

鹿児島県障害者自立支援協議会相談支援部会（仮称）の設置について

【事務局】

障害者に対する相談支援は重要な課題となっており、計画相談が必須となった今年度以降は、相談支援の質の向上、人材育成が問われ始めてきている。県自立支援協議会に報告や提言を行う相談支援部会を設置してはどうか。

相談支援部会は、地域の相談支援体制の質の向上及び平準化に係る検討、相談支援人材育成ビジョン等の検討、県内アドバイザー活用の検討、障害福祉人材育成研修の検討など、例示すればこのような役割を担うことになる。

平成27年5月に、県内の相談支援の支援力・資質向上を事業目的とする鹿児島

県相談支援ネットワーク会議が設置された。その設立目的が、相談支援部会の趣旨と合致しているため、同会議の運営会議を相談支援部会として位置づけることとしたい。ただし、予算上の検討もあるため、設置当初は、県自立支援協議会の相談支援専門員である3人の委員を部会員としたい。

【委員】

鹿児島県相談支援ネットワーク会議の方から、鹿児島地域連絡協議会に委員選出の依頼があった。障害福祉サービスの核となる相談支援専門員の人材ができ始めている。専門部会を設置し、互いに質を高め合っていくことは非常によいことである。

地域連絡協議会でも相談支援専門員を委員とする議論をする予定。地域の課題を共有化し、先進事例を持ち帰ることも大事である。鹿児島市にもビジョンを検討いただく予定である。

【委員】

鹿児島市自立支援協議会に相談支援部会は設置していないが、地域内の40の相談支援事業所が、毎月定例会として相談支援の議論を定期的に行っている。

【会長】

任意の団体を専門部会として位置づける場合は、他の団体、例えば知的障害者福祉協会等との違いを検討しなければならないが、県相談支援ネットワーク会議の上部団体である日本相談支援専門員協会が厚生労働省等のオフィシャルなフォローアップを受けるものであれば、位置づけの説明は可能であると考えている。

【委員】

鹿児島県相談支援ネットワーク会議の設立理由は、知的、身体、精神のそれぞれの議論の場はあるが、障害分野を超えてみんなが集まる場がなかったことから、相談支援専門員が一同に議論できる場として設立した。県自立支援協議会の相談支援部会としての役割を果たす機能を備えていると考えている。

【委員】

鹿児島県相談支援ネットワーク会議は、全国組織の日本相談支援専門員協会との兼ね合いはあるのか。

【委員】

鹿児島県相談支援ネットワーク会議は、日本相談支援専門員協会と加盟団体で組織する全国相談支援ネットワークに加盟しているため、全国の取組状況や課題、現状を地域に情報提供することができる組織である。会員は、相談支援事業者、法人、個人を対象としているが、障害に関わる業種には、広く入っていただきたいと考えている。

県自立支援協議会に専門部会として、県相談支援ネットワーク会議の運営会議で組織する相談支援部会を設置していただき、検討・議論するための予算上の支援も

お願いしたい。

【会 長】

県自立支援協議会に専門部会として、相談支援専門員である3人の委員を部会員とする相談支援部会を設置することとし、将来的には鹿児島県相談支援ネットワーク会議の運営会議を相談支援部会として位置づけることを、次回以降、検討することとする。

(5) 協議事項③

障害者の居住支援のあり方について

【委 員】

地域の自立支援協議会の課題にも報告されたように、障害者が地域で生活するためには、連帯保証人を見つけられなかったり、障害者への偏見があるなど、住まいの確保は厳しい現実がある。このため、国土交通省は、障害者や高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅情報の提供等の支援を実施する居住支援協議会の設置を促進しており、本県では平成24年に設置されたところ。社会福祉協議会等とモデル事業を実施している都道府県もある。また、安心居住政策研究会の中間とりまとめに、障害者自立支援協議会との連携がうたわれている。本県の居住支援協議会は、委員の構成をはじめ、ハード面が強いと感じている。県障害者自立支援協議会に居住支援協議会委員の招聘や居住支援のあり方部会の創設はできないか。

【委 員】

アパートの大家等には、精神障害者に対する誤解や偏見があるため、退院促進につながっていない実情がある。

【委 員】

平成25年に、宮崎市自立支援協議会が、障害者の住宅探しへの理解を深めるためのDVDを作成し、不動産業者に配布したと聞いている。そのような取組もできるのではないか。

【委 員】

生活困窮者自立支援法もあり、高齢者、障害者、生活困窮者等の個別の法律にとられず、縦ではなく、横串の関係で支援をすることが必要だと感じている。

【委 員】

空き家の活用と記載があるが、この文言を鵜呑みにはできない。中には固定資産税の減額の関係で、とても住めない、住居といえない廃屋までカウントされているので注意すべきである。

【委員】

サービス付き高齢者住宅のサービスは安否確認のみ実施するものであり、ケアが必要な場合は、介護サービスが別途で必要となる。重篤になると住宅を出ざるを得ない。最近はそのようなことが認知され始めている。

リバースモーゲージ（不動産担保型生活資金）は、大都市部でしか使えない。違う制度を考えなければ生活の維持はできない。

【委員】

最近サービス付き高齢者住宅にも空きが出ている。活用の検討ができるのではないか。

【委員】

相談支援において、どれぐらいの障害者がどういった理由で住居に問題を抱えているのか把握できないのか。

【委員】

仕事が決まっても、住む場所がないとか経済的に自立できない等の理由で就職できない場合があり、やはり生活支援が重要である。

【委員】

特別支援学校を卒業しても、グループホームの空きがなく、下宿なども探して回ることがある。住居の問題一つとっても、今現在どこにどれだけ空きがあるのか、情報の共有化が必要であり、最新の情報が常に更新されていなければ、非常に大変である。

【委員】

いきなり居住支援に関する専門部会を設置することは大変なので、単年度での研究会を今後検討していければいいのではないかと。

【会長】

地域移行は、障害福祉計画でも掲げられている。今後のPDCAでも洗い出して議論する必要がある。

(5) その他

議題はなし

